

質疑応答

No.1

【質問】

契約書 14P 第 15 条 「してはならない行為」(1)の「本契約によって取得した件を譲渡し、また本物件を転貸すること。」について、弊社で契約させて頂き、代理店で自販機フォローをすることは本項目に当てはまりますか？

【回答】

神戸市は、入札参加申込者（入札参加申込者から委任された者を含む）と賃貸借契約を交わし、当該契約書の中で、契約相手方に自販機の設置、保守・運営等の義務を課するものです（契約書標準書式参照）。

設置者の責任・監督下で、代理店等にオペレーション委託を行うことは可能であり、転貸には当たりませんが、自販機の故障時等の連絡先（オペレーション委託先）は自販機に表示するとともに農政計画課に届け出てください。

No.2

【質問】

入札参加書類の各種証明書は原本が必要でしょうか？

【回答】

原本の提出をお願いします。なお、複数物件を申込む場合には、原本 1 部と写し（物件数分）を提出してください。

No.3

【質問】

2 入札から契約・自動販売機設置までの主な手順の (1) ㊦委任状及び代理人本人が確認出来るものには、免許証のコピー等が必要でしょうか？

【回答】

本人確認書類として、以下の書類の写しの提出をお願いします。

①下記のうちいずれか 1 点

- ・運転免許証（両面）
- ・個人番号カード
- ・住基カード（写真付）
- ・旅券（パスポート）
- ・特別永住者証明書、在留カード
- ・その他官公署の発行する写真付きの証明書

②または、下記のうちいずれか 2 点以上

- ・健康保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・社員証、学生証
- ・その他氏名が確認できるもの

No.4

【質問】

参加申し込み・入札ともに複数台入札する場合にも、1つの封筒でまとめて送付しても問題ないでしょうか？

【回答】

①参加申し込みについて

1つの封筒でまとめて送付いただいて構いません。なお、以下の書類は物件ごとに1枚の提出が必要です。

「入札参加申込書兼誓約書」

「委任状及び代理人本人が確認できるもの」

②入札について

入札参加申込の受付後に神戸市から郵送する「入札書用紙」を同じく郵送する「入札書封入用封筒」に封入・封かんの上、同じ封筒に入れて特定記録郵便で送付もしくは持参してください。